

## 三島町地域おこし協力隊(農業法人関係)募集要項

目的	三島町は福島県の中山間地で高齢化も進み、遊休農地も増え続け、農地の維持管理が難しい状況になっており、農業の後継者不足が問題となっています。 この厳しい状況の中、今後の農業を担う若い力を「地域おこし協力隊」として募集します。初心者でも歓迎です。
業務概要	① 三島町内における農作業受委託による農業活動(田植からの一連の作業) ② 三島町内における花卉栽培及び園芸作物の生産・販売 ③ 特産品の開発及び販売、情報発信に関する活動 ④ 高齢者住宅等除雪支援活動 ⑤ その他、農業振興等を通じて地域が元気になる活動
募集人数	1名
募集対象	① 地域になじみ、心身ともに健康で、地域住民と協力しながら地域活動に取り組める方。 ② 三大都市圏をはじめとする都市地域等(過疎・山村・離島・半島等の地域に該当しない市町村)から三島町に住所を移し、居住できる方。 ③ 概ね年齢20歳以上40歳未満の方。 ④ 普通自動車免許を有する方。 ⑤ パソコン(ワード・エクセル・メール等の基本操作)ができる方。 ⑥ SNS等を活用して、情報発信できる方。 ⑦ 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条件に該当しない方。
勤務地	三島町内:農業法人
報酬等	月額208,000円(各種手当、賞与等なし)
勤務時間	○原則週5日勤務1週間当たり勤務時間40時間以内を基本とします。 ○標準的には午前8時から午後5時(正午から1時間休憩時間) ※活動内容によっては、土日祝日勤務・代休対応。
雇用形態・期間	○三島町地域おこし協力隊として三島町長が委嘱します。 ○期間は平成28年4月1日(予定)～平成29年3月31日まで。(以後、町との協議により1年毎に更新可能とし、委嘱の日から起算して最長3年以下の期間とする。) ○地域おこし協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であってもその職を解くことができるものとします。
福利厚生	① 社会保険(健康保険・厚生年金)・雇用保険に加入します。(自己負担があります) ② 住居については町が指定した住居とし、家賃は町が負担します。 生活必需品・光熱水費などの経費は各自の負担となります。 ③ 業務に必要な車両は三島町で用意します。私生活に業務用車両は使用できません。 ④ 有給休暇は最大10日間付与します。(但し、6カ月間継続勤務した後に付与する。) ⑤ 協力隊終了後の起業のため町制度の利用が可能です。 ※参考:起業補助金・雇用助成金、農業関係貸付金(無利子)
申込受付期間	平成28年1月17日(日)～平成28年2月29日(月)
提出書類	① 市販の履歴書(写真貼付) ② 他の企業等で勤務経験を有する者は、業務経歴書 ③ 所定の応募用紙(用紙は郵送しますのでご連絡ください)
選考	第1次選考:書類審査(提出書類①②③で審査します。) ※合否は文書で通知し、合格者には第2次選考の日時等を連絡します。 第2次選考:筆記、面接試験 ※合否は文書で通知します。
応募先	三島町役場 産業建設課 〒969-7511 福島県大沼郡三島町大字宮下字宮下350 ☎0241-48-5566 メール sangyou@town.mishima.fukushima.jp